

高崎学検定記念シンポジウム 平26・2・9 市民活動センター・ソシアス

高崎学検定アラカルト「まぼろしの高崎県」 石原征明

1 明治維新の変革と高崎地域

藩から県へ 廃藩置県までの上野国の支配地図は複雑
大政奉還・王政復古後の慶応4(1868明治元)年6月17日 岩鼻県成立
上野国と武藏国北部の旧幕府領 36万石余り 県庁 岩鼻の代官所跡に

初代の知県事に近江国出身の大音龍太郎

上野国内の諸藩はそのまま 藩と県という2つの政治組織が存在
版籍奉還 明治2(1869)年6月17日 藩主 土地と人民を天皇に返す
大河内輝照(後に輝聲)は高崎藩知事 政府の委任を受け高崎藩領を統治
廢藩置県 明4・7・14 高崎藩は高崎県となる 県庁 城内二の丸
この時 高崎県・前橋県・沼田県・安中県・小幡県・伊勢崎県・
七日市県・館林県ができる

謎1 吉井藩があつたのに、吉井県はなぜできなかつたのでしょうか。
上野国に岩鼻県と藩が県になつた8県 合わせて9県が存在
高崎県知事に大河内輝聲(声) 同4年8月罷免 華族として東京へ
明4・8・2 高知県士族安岡亮介 高崎県大参事に 高崎県政を担う

2 まぼろしの「高崎県」

上野県設置の建白 明治4年7月 廃藩置県の詔勅が出される直前
岩鼻県知事 青山貞ら 上野国一国を管轄する「上野県」 県庁は高崎
政府から 返答はなかつた

明4・10・24 上野国にある諸県を廃し「高崎県」を設置する布告案
廢藩置県によってできた高崎県・前橋県など7県と岩鼻県を合わせて
高崎県とする。館林県は含まれない
大蔵卿大久保利通 大蔵大輔井上馨 大蔵少輔吉田清成の3人が提出
同年10・27 大蔵卿大久保利通ら3人
「高崎県ヲ群馬県へ御引直ノ儀ニ付伺」提出

「高崎県」は「云々ノ情実」もあることから 高崎県をやめて群馬県に
謎2 「云々ノ情実」とは、どのようなことだったのでしょうか。
謎3 どうして「群馬県」という県名になったのでしょうか。

3 群馬県の成立

明4(1871)・10・28 群馬県設置の太政官布告だされる

上野国にある小幡・伊勢崎・前橋・高崎・沼田・七日市・安中・岩鼻の8県を廢して、群馬県を設置する。

山田・新田・邑楽の3郡は群馬県にはいらなかつた。

群馬県の県庁は高崎旧城内二の丸に置かれ、11月19日開庁。

岩鼻県知事であった青山貞あおやまただしが群馬県権知事に任命され県政を担う。

その後すぐ知事に

高崎は、上野県設置建白、高崎県設置布告案、群馬県設置太政官布告すべてに県庁所在地に

謎4 高崎は、いつも始めは県庁所在地になったのはなぜでしょうか。

謎5 群馬県民の日は、なぜ10月28日になったのでしょうか。

明5・6・15 群馬県庁が前橋に移り開庁する。

4 熊谷県の成立と高崎

明6(1873)・2 河瀬秀治かわせひでのるが群馬県令に、同時に入間県令に任命される。

県行政が不便

このとき政府の方針 しばらくは合併・分割を見合わせる 実情を考慮

明6・6・15 群馬・入間の両県を合併し熊谷県を設置 県庁は熊谷

県令河瀬秀治 高崎に支庁 宮元町の旧高崎藩の擊劍所

熊谷県時代 政府の重要な政策を施行 産業振興・徵兵令・地租改正・教育制度(学制)の確立など

熊谷県の政治 ほぼ 熊谷の本庁 旧入間県管轄分を担当

高崎の支庁 旧群馬県管轄分を担当

5 つる舞う形の群馬県(第二次群馬県)の成立と高崎

明治9(1876)・8・21 山田・新田・邑楽の3郡を熊谷県に合併し
県名を群馬県とする

武藏国分の熊谷県は埼玉県に合併

県庁は高崎 安国寺を仮庁 ほか各所に分散

県令は楫取素彦かとりもとひこ 第二次群馬県の最初の県令 吉田松陰の義弟

史料3

群馬県設置の布告

今般上野国小幡・伊勢崎・前橋・高崎・岩鼻・沼田・七
日市・安中八県被廢更ニ群馬県ヲ被置候事
但高崎ニ県庁ヲ被置候事

群馬県

(中略)

入間・群馬両県へ達

其県被廢熊谷県被置候条、地所物成等同県へ引渡ベキ事

熊谷県へ達

今般其県被置候条、武藏国大里郡熊谷駅へ府ヲ設、旧入

間・群馬両県地所物成等受取可申事

大藏

但受取済ノ上大藏省へ可届出事

(中略)

入間・群馬ノ両県ヲ廢シ熊谷県ヲ被置候条、此旨相達候

事大藏

但県庁ハ武藏国大里郡熊谷駅ニ被置候事

(国立公文書館所蔵 太政類典第二篇)

史料4 入間・群馬の両県を廃し熊谷県を設置する達

(明治六年) (印文六年)

六月十五日 印

小幡県 伊勢崎県 沼田県
前橋県 安中県 高崎県
岩鼻県 七日市県

今般其県被廢候ニ付テハ、管地並當未歳物成等群馬県工
可引渡事

但元県ノ官員追テ 御沙汰候迄、從前ノ県庁ニ於テ事
務可取扱事

(朱書)

但高崎県工ハ元県ノ官員追テ 御沙汰候迄、從前ノ
通可相心得事ニ作ル

(中略)

(明治四年)

太政官

(国立公文書館所蔵 公文錄)

群馬県庁設置の達

其県管轄武藏國ノ分埼玉県へ被併、栃木県管轄上野国山田・新田・邑樂三郡其県へ被併候条、土地人民夫々受取渡可致、此旨相達候事

其県庁上野国高崎へ移シ、群馬県ト改称被仰出候条、此旨相達候事

明治九年八月二十一日

(国文学研究資料館史料館所蔵)

岩倉
異視

明治九年八月二十一日

右大臣 岩倉具視

熊谷縣

石鼻興
吉井藩

明治元年
四月

明治四七年
館林県

明治4·11·14
栃木県

明治6・6・15

吉井藩
（明治26年12月14日）

川越藩		沼田藩	
川越縣	明治 4·7·14	沼田縣	明治 4·7·14
七日市藩		安中藩	
七日市縣	明治 4·7·14	安中縣	明治 4·7·14
小幡藩		伊勢崎藩	
小幡縣	明治 4·7·14	伊勢崎縣	明治 4·7·14
入間縣	明治 4·11·13	群馬縣	明治 4·10·28 (高崎前橋) (県厅)

明治6・6・15

群馬県 明治9.8.21
新田・山田・邑楽の三郡は群馬県へ

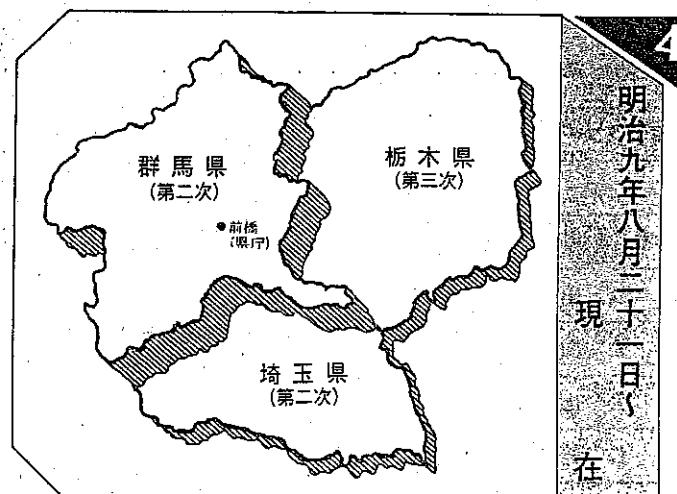
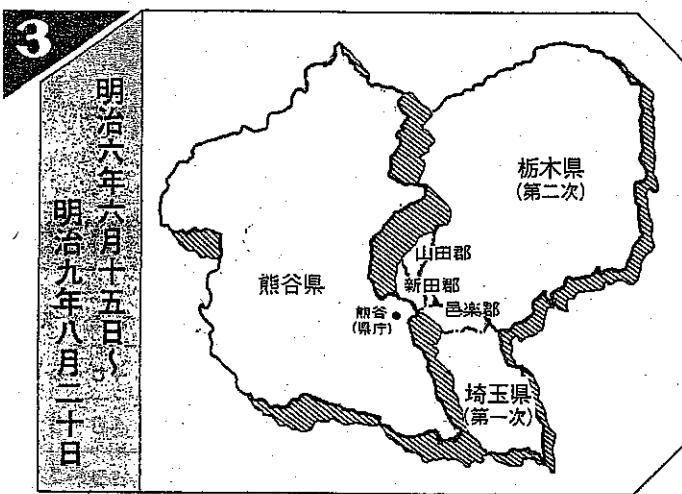
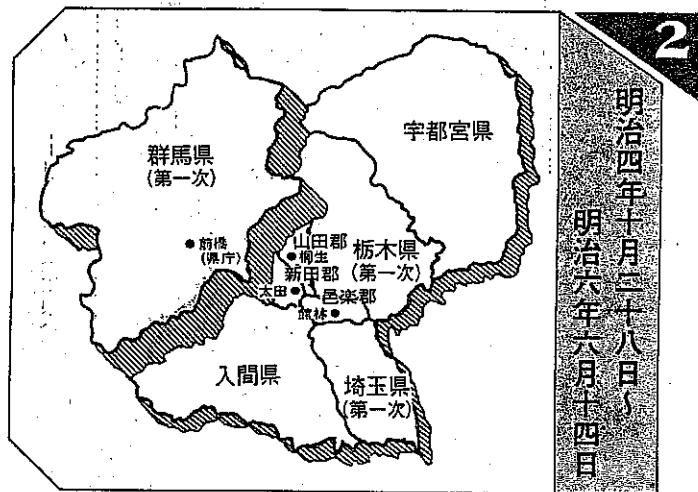
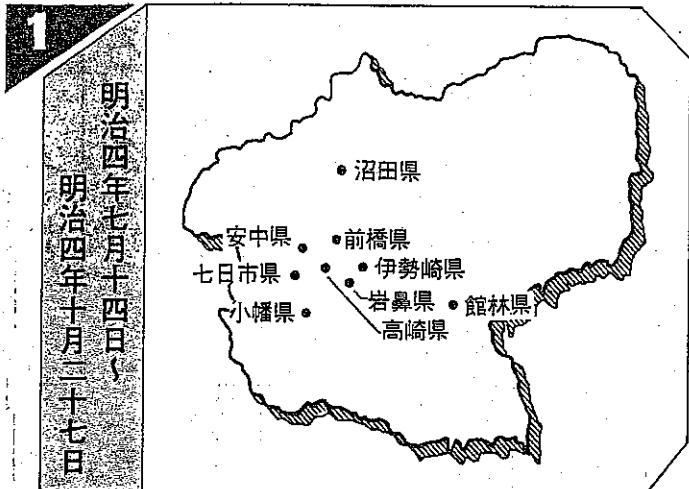



図1 群馬県の変遷